

## 入札参加停止措置について

No.	対象業者	事案の内容及び入札参加停止の理由	入札参加停止の根拠		入札参加停止期間	登録業種
			豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領第2条第1項に基づく別表	適用条項		
1	極東開発工業(株) 中部支店 支店長 宮野 圭司 小牧市大字東田中字松本1375番地	当該事業者を含む2社は、共同して、特定特装車製品の販売価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、特定特装車製品の販売分野における競争を実質的に制限していた。このことについて、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するとし、令和7年9月24日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金減免制度の適用を受けたため。	(独占禁止法違反行為) 8 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1号に違反し、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、同法違反容疑で構成取引委員会から告発されたとき、又は登録業者である個人若しくは登録業者の役員若しくはその使用人が同法違反容疑で逮捕されたとき。 (1) 本市契約に関するもの 12か月 (2) 本市契約を除く愛知県内におけるもの 6か月 (3) 愛知県以外におけるもの 3か月  【豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領別表運用基準】 (別表第8項関係) 第4条 別表第8項の措置要件に該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの入札参加停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。	要領別表 第8項 第3号 運用基準 第4条	1.5か月 令和7年12月5日～ 令和8年1月19日	建設工事 (清掃施設工事、機械器具設置工事) 物品の買入れ・委託業務等 (自動車・自転車、特殊物品、建物等各種施設管理、機械・器具)
2	新明和工業(株) 流体事業部営業本部中部支店 支店長 安原 巧 名古屋市中区大須1-7-11	当該事業者を含む2社は、共同して、特定特装車製品の販売価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、特定特装車製品の販売分野における競争を実質的に制限していた。このことについて、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するとし、令和7年9月24日に公正取引委員会から課徴金減免制度の適用を受けたため。	(独占禁止法違反行為) 8 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1号に違反し、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、同法違反容疑で構成取引委員会から告発されたとき、又は登録業者である個人若しくは登録業者の役員若しくはその使用人が同法違反容疑で逮捕されたとき。 (1) 本市契約に関するもの 12か月 (2) 本市契約を除く愛知県内におけるもの 6か月 (3) 愛知県以外におけるもの 3か月  【豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領別表運用基準】 (別表第8項関係) 第4条 別表第8項の措置要件に該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの入札参加停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。  【豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領】 (入札参加停止期間の特例) 第5条 2 登録業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間の短期又は期間は、それぞれ別表各項に定める短期又は期間の2倍の期間とする。 (1) 入札参加停止の期間中又は当該期間の満了後1か年を経過するまでの間に、別表各項の措置要件に該当することとなったとき。	要領別表 第8項 第2号 運用基準 第4条 要領 第5条 第2項 第1号	6か月 令和7年12月5日～ 令和8年6月4日	建設工事 (機械器具設置工事、電気工事) 物品の買入れ・委託業務等 (自動車・自転車、機械・器具、建物等各種施設管理)